

平成 15 年度調査研究報告書

公共施設におけるバリアフリーへの対応に関する調査

長野大学 社会福祉学科

[情報バリアフリー演習]

F00151 藤浪康雄

F01185 宮地 優

指導：伊藤英一助教授

目次

1 . はじめに	p. 3
2 . 目的	p. 3
3 . 調査方法	p. 3
4 . 調査結果	p. 4
4 - 1 . 長野大学構内	p. 4
4 - 2 . 郊外大型小売店舗	p.10
4 - 3 . 上田駅	p.11
4 - 4 . 上田市役所	p.14
5 . 総合考察	p.18
6 . 参考文献	p.20
6 - 1 . ハートビル法チェックリスト	p.20
6 - 2 . 参考 URL	p.22
7 . 謝辞	p.22

1 . はじめに

「障害者福祉論」・「福祉情報論」・「情報バリアフリー論」などの講義を通して、バリアとは何なのか、バリアフリーとは何なのかということを考え、学んできた。しかし、それはあくまでも頭の中における知識であり、実際に経験してきたものではない。学んだことを単に知識だけでなく、実際に身についたものにしなければならぬと感じた。

このため、自分たちが学んできたことを単なる知識ではなく、十分に理解を深めたものに変えていくということをお願いとして、バリアフリーに関する実地調査を行った。

2 . 目的

バリアフリーについて日常的によく利用される施設を調査し、建築物の使いやすさとはどのようなことかということ考察し、バリアフリーに関する知識を深め、経験に基づいたものとするを目的とした。

3 . 調査方法

調査においてはハートビル法 を一定の基準として使用した。ハートビル法の目的は「この法律は、高齢者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」である。施設の利用しやすさを測る基準としてこのハートビル法を調査に利用した。

調査にはメジャー・角度計を使用し、ハートビル法を基にしたチェックリストによりチェックを行った。チェックリストについては国土交通省『ハートのあるビルをつくろう』ホームページ の基準チェックリストを参考とした。使用したチェックリストは付録として巻末に添付した。また、調査においては実際に施設を使用する際のハートビル法以外の要素についても考慮した。

今回調査にあたって、調査対象を選考した結果、自分たちの生活圏内であることを重視して、長野大学構内、大学近辺にある郊外型大型店舗（食料品）、そして公共施設として上田市役所、また交通の要所として上田駅駅舎の4つを調査することにした。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
(平成六年六月二十九日法律第四十四号)
(平成十六年六月十八日 改正)

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/hbl.htm>

4 . 調査結果

4 - 1 . 長野大学構内の調査結果

近年における改築によりエレベーターの敷設やスロープの設置など、バリアフリー化がなされてきてはいるが、未だ十分なものとは言えていない。ハートビル法基準によるチェックでは、出入り口の幅や傾斜路の角度といった要素について不備が見られた。ハートビル法には規定されないが、一度屋外に出なければ入れない教室もあり、ハートビル法のみによるチェックでは不十分である。

また、障害に関する学生の理解や障害学生受け入れの取り組みなど、ハートビル法以外では評価が可能である。移動等に関しては学生同士でサポートが行われ、障害学生の教室移動に配慮されている。

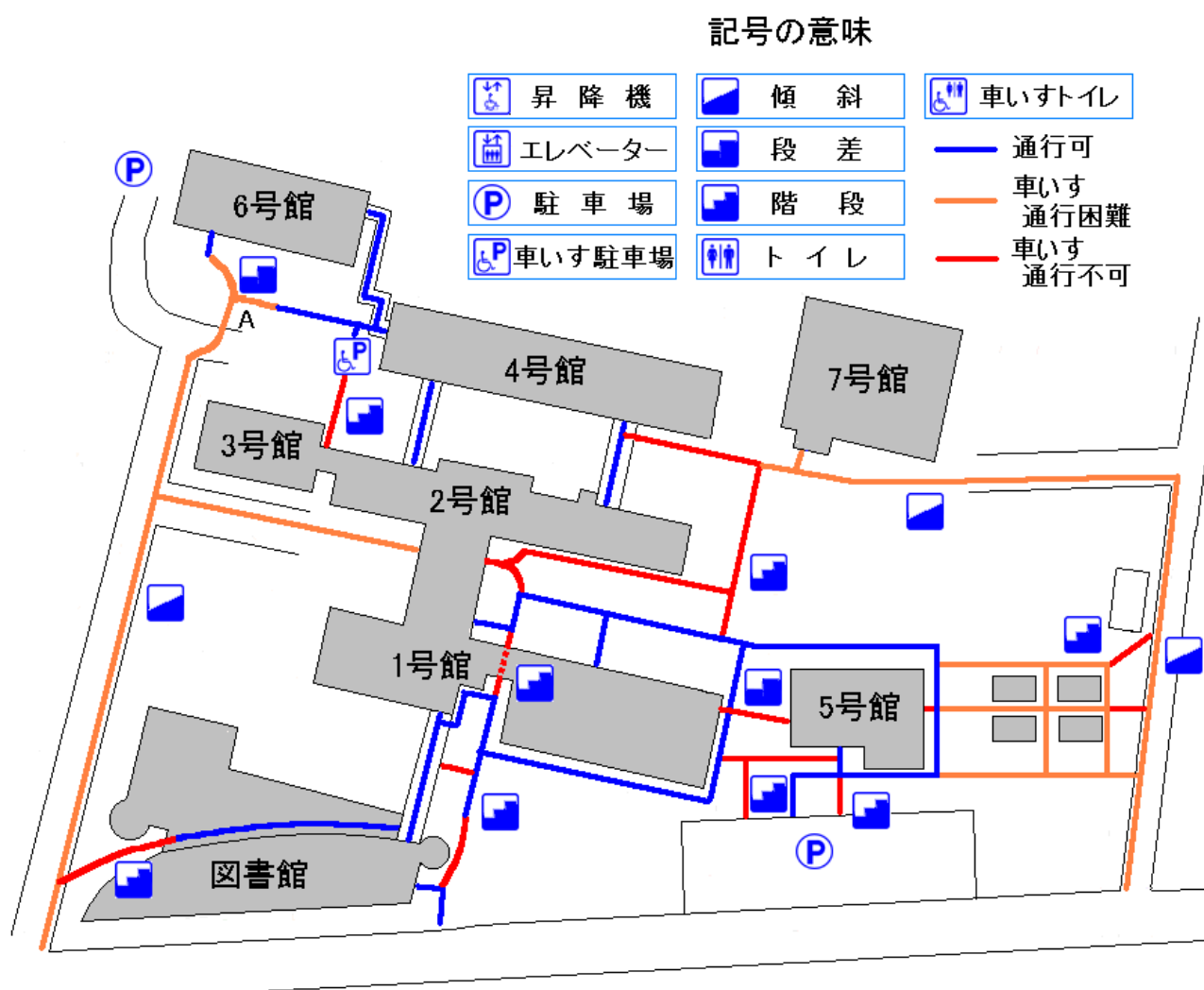


図1. 全体図

図1から分かるように、傾斜と階段が多く、車いすにとっては移動しにくい。Aなどの傾斜の角度はハートビル法規定の4.8度を超えていて、また左右に傾斜する「片流れ」と呼ばれる状態にある。車いす対応の駐車場は4号館玄関脇に確保されていて、ハートビル法の規定を満たしたものとなっていた。

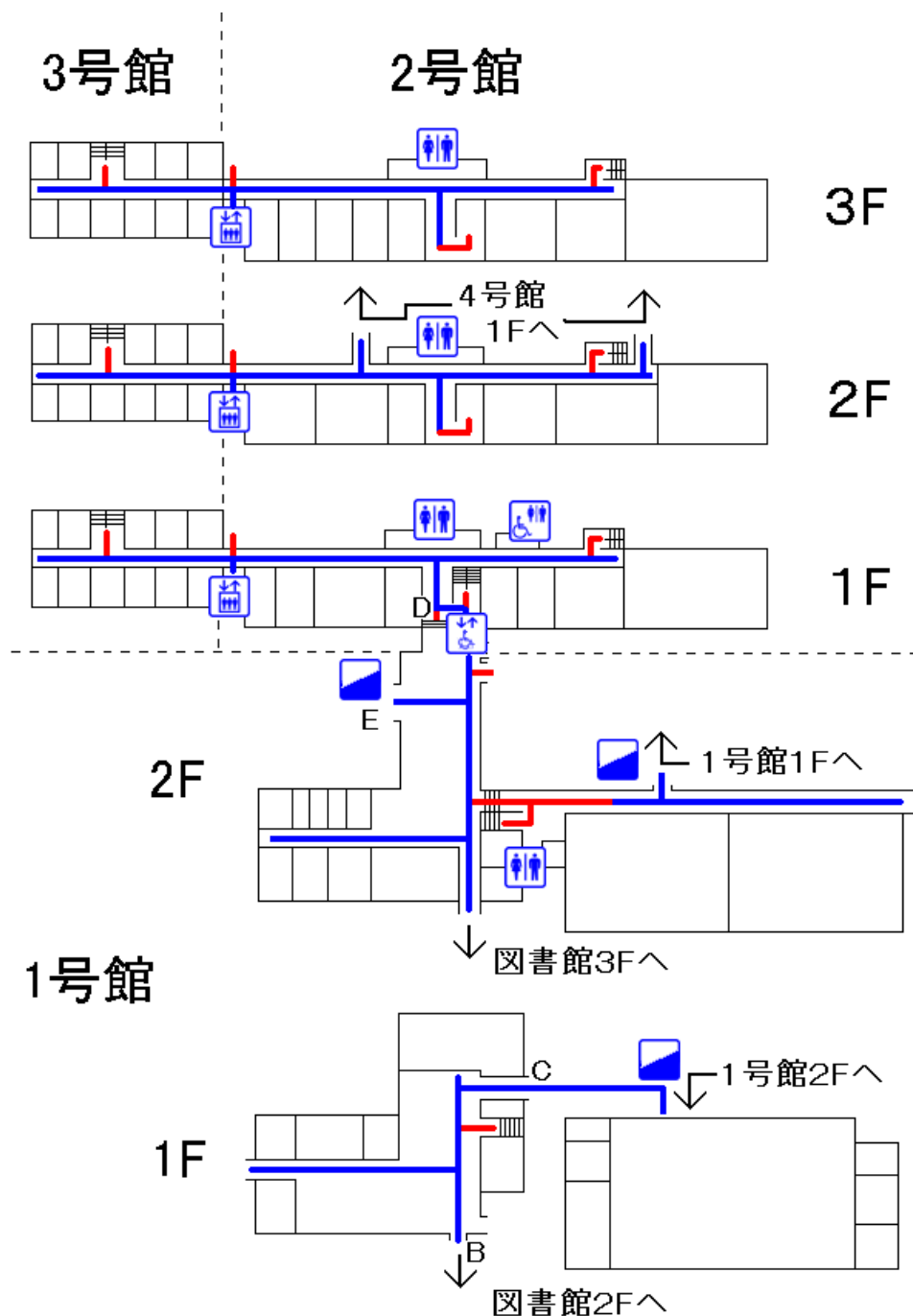


図2. 1号館・2号館・3号館

1号館・2号館・3号館（図2参照）の3つの棟は長野大学の中心にあり、教室の他に教員の研究室や教務課・総務課などを持つ重要性が高い棟である。来客も1号館の正面玄関から入ることが多い。

このようなことから考えると、これらの棟におけるバリアフリー化は最も重要なものには感じられるが、十分な配慮がなされているような印象を得ることはできなかった。1号館にエレベーターが設置されていないことは建物の配置上、増設は難しく、仕方のないことだろう。しかし、Bの出入り口外側が水平になっていないこと、Cの出入り口が80cm以上ないこと、Dの昇降機の手前が幅120cm以上ないことの3つは、ハートビル法の基準を満たしていない。また、ハートビル法に直接関わらないが、Eで設置されているスロープが段差にしっかりと合わず、使いづらくなっている。これらの点については改善の必要性が感じられる。

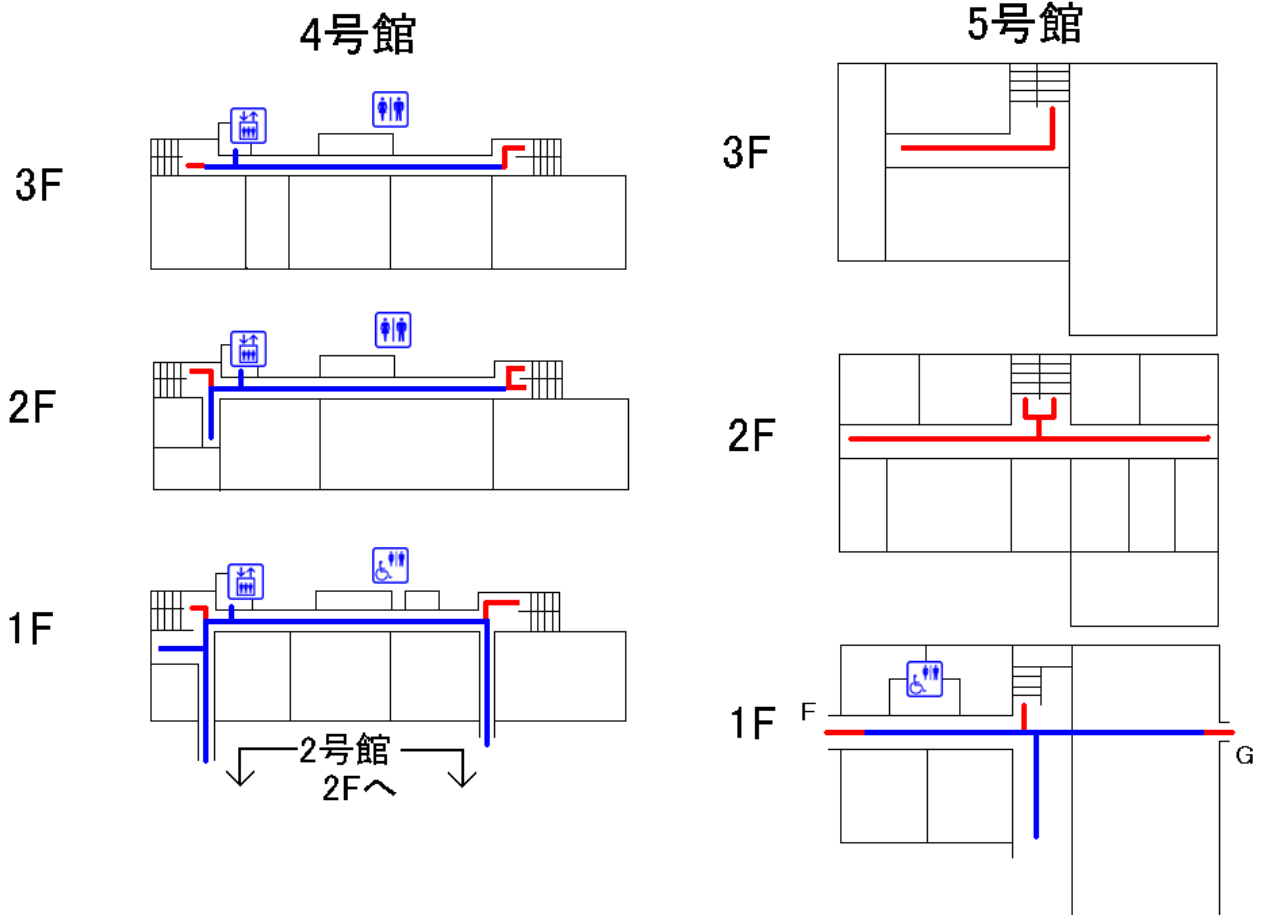


図3. 4号館・5号館

4号館（図3参照）はエレベーター・障害者対応トイレ共に配置されており、ハートビル法に触れるような箇所も見当たらない。車いす使用者の利用についても特に問題はない。

5号館の問題点としては、エレベーターが設置されておらず、2階・3階への移動が困難なところが多く指摘される。3階にある教室が使われることはあまりないが、2階には教員の研究室もあり、アクセスを可能にすることは必要であろう。また、5号館は「学生課」という障害学生にとっては特に重要な部署があるが、F・Gの出入り口に段差があり、車いすでは通行できない。全体図を参照すれば分かるが、1号館の方向から5号館へ移動する場合、5号館を1周するように回り込まないと入ることができないようになってしまっている。

6号館

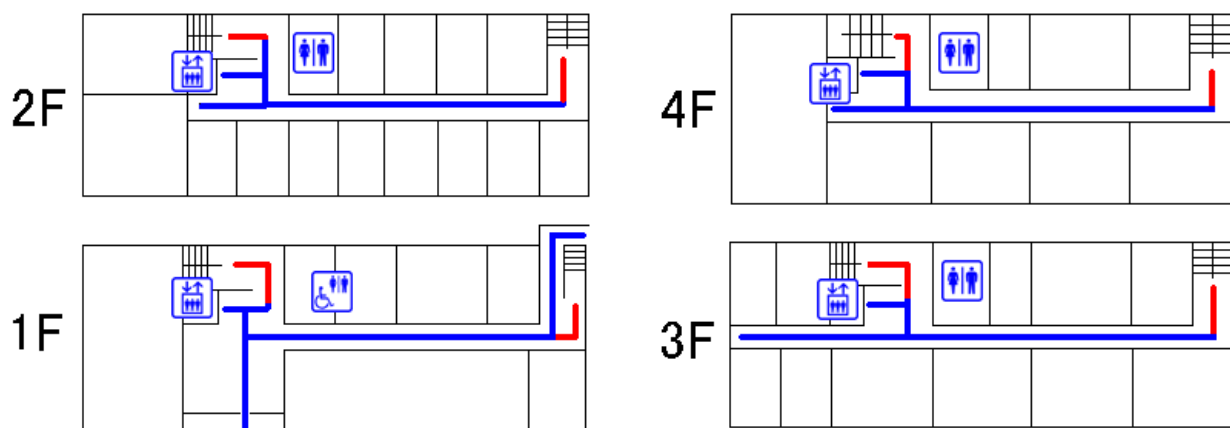


図4. 6号館

6号館（図4参照）は4号館と同じくエレベーター・障害者対応トイレが配置されており、建物内に大きな問題はない。玄関前に3cmほどの低い段差があり、ハートビル法の項目に触れるものであったが、実際に利用する際には大きな問題には感じられなかった。

7号館

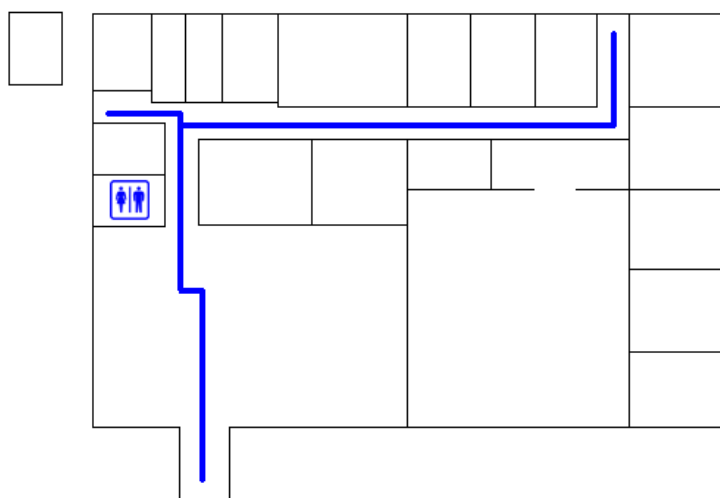


図5. 7号館

7号館（図5参照）そのものには利用にあたって特筆する問題点は存在しない。ただし、7号館に行くまでの行程に急坂があるため（p.4・図1全体図を参照）車いすを使った移動には介助者が必要となる。部室とトレーニングルームが主であり、特定の学生以外の使用頻度は低いものの、4号館-7号館間に車いすが通行可能な通路をつくるなど、対策が必要である。

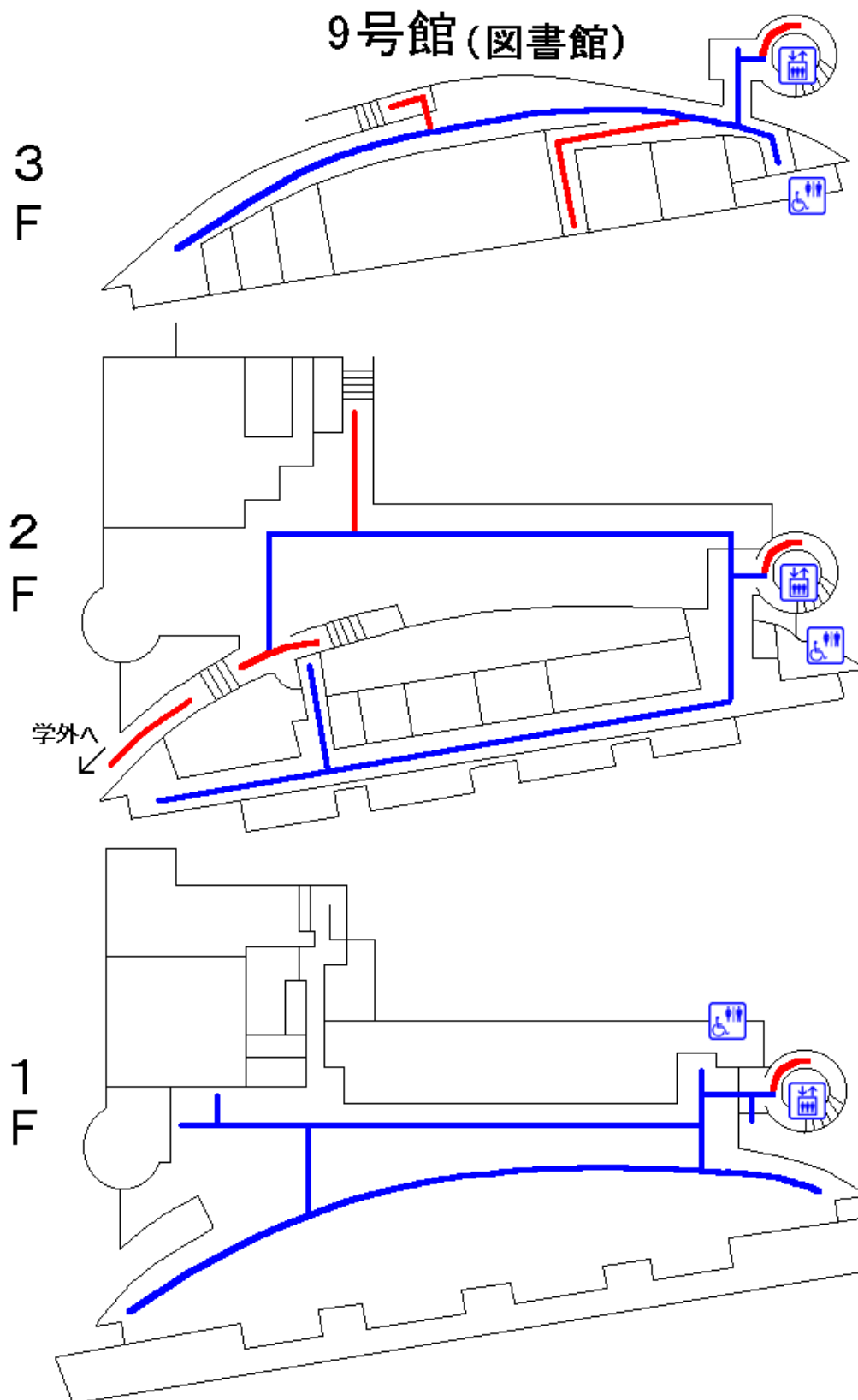


図6. 9号館

9号館(図6参照)は施設そのものが新しく、ハートビル法が施行された平成6年よりも後に建築されたということもあり、エレベーターや障害者対応トイレなどの設備が整えられていた。点字ブロックの敷設は行われていなかったが、実際の施設利用に関してはそれほど大きな問題はないと考えられる。

考察

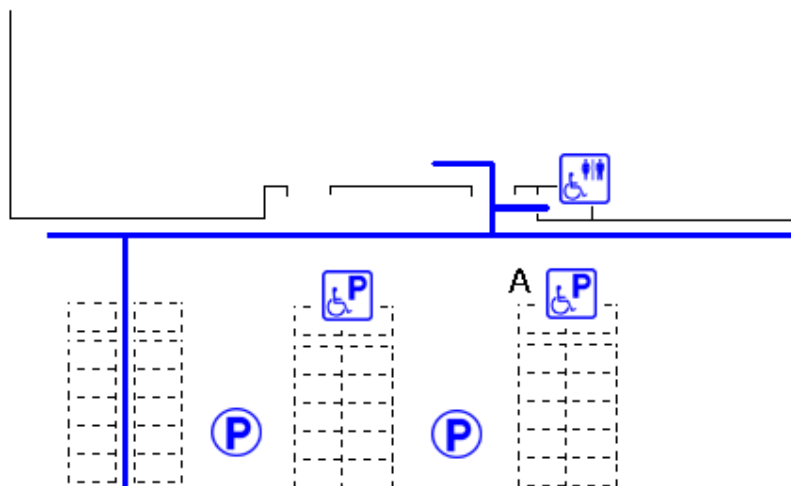
長野大学構内のバリアフリーに関して、完全に整ってはいないものの、利用しやすさという点においては、努力しているという印象を得た。エレベーターや点字ブロックなどは近年になって新しく設置された。利用する側の立場となって積極的に対応を進めていけば施設のバリアフリー化も可能といえる。

気になった点としては、設備そのものよりもそこを利用する人の考え方についてである。ある障害者対応トイレでは障害者「用」トイレという表示がわざわざ明示してある。このようなトイレは基本的に障害者「優先」トイレであり、専用ではないはずである。専用のトイレとするのは逆に差別を意識せざるを得ない。車いすでなくても、例えば足を骨折している人などは広くて手すりがあるトイレのほうが便利と感じるだろう。「専用」という表示は使える人を制限してしまい、結果として本当にその設備を必要とする人が使えないという状態になってしまうこともあるという点に注目し、改善を要求して行きたい。

4 - 2 . 郊外型大型小売店舗の調査結果

郊外大型小売店舗（図7参照）については、上田地域にある郊外大型小売店舗のひとつに協力を得て調査を行った。

ハートビル法に照らし合わせただけでは大きな問題は見られなかった。しかし、実際に施設を見てそれぞれの設備が利用しやすいかということを考えると、使いやすいとはいえないという結論に至った。管理上の注意など、ハートビル法以外の要素も考える必要があるだろう。



駐車場について

図7. 郊外大型小売店舗

駐車場で目に付いた点として、店舗内への点字ブロックの上に物が置かれていたことがある。従業員が商品を運ぶためのカートらしかったが、この荷物が邪魔となって点字ブロックの上が通れなかった。

また、障害者用駐車場の脇 A（図7参照）には側溝があるが、この側溝のふたが、格子状になっており、車いすの前輪がはまりやすい構造となっている点も目に付いた。障害者用駐車場については、一般の買い物客も車を停めてあり、マナーの悪さも目立った。

店舗内について

店舗内では、通行等、特に支障は見られなかった。ただし、車いすが通行可能なレジが一箇所のみである点、移動可能な陳列棚があり一部の通路に通行困難な箇所がある点が利用しづらいと感じられた。

また、陳列棚の上や奥の商品が車いす利用者には取りづらいという点も見られた。

考察

ハートビル法の調査結果と実際の使い勝手を比較して、その差の大きさが注目された。チェックリストによった調査では問題がないものの、通行不能な点字ブロックや、車いす利用者には転倒の危険性もある障害者用駐車場脇の側溝のふたといった部分が問題として見られた。

これらの点は、管理上の問題が多くを占めるといってよいだろう。点字ブロックの上から物を移動し、側溝のふたをコンクリート製のものにするだけで、駐車場の使いやすさは大きく向上するはずである。

また、他の施設利用者の配慮も必要だろう。買い物客のマナーが向上すれば、障害者用駐車場の問題だけでなく、陳列棚についても一般客の協力があれば問題は解消されるはずである。

4 - 3 . 上田駅駅舎の調査結果

上田駅駅舎(図8参照)については許可が得られた JR 長野新幹線(図9参照)・上田交通別所線(図10参照)・通路等上田市管理部分(図11参照)について調査を行った。場所により建築時期も管理者も違うため、多少の違いは見られたものの、多くの人が利用する施設だけに、しっかりとした取り組みがなされていたように感じられる。

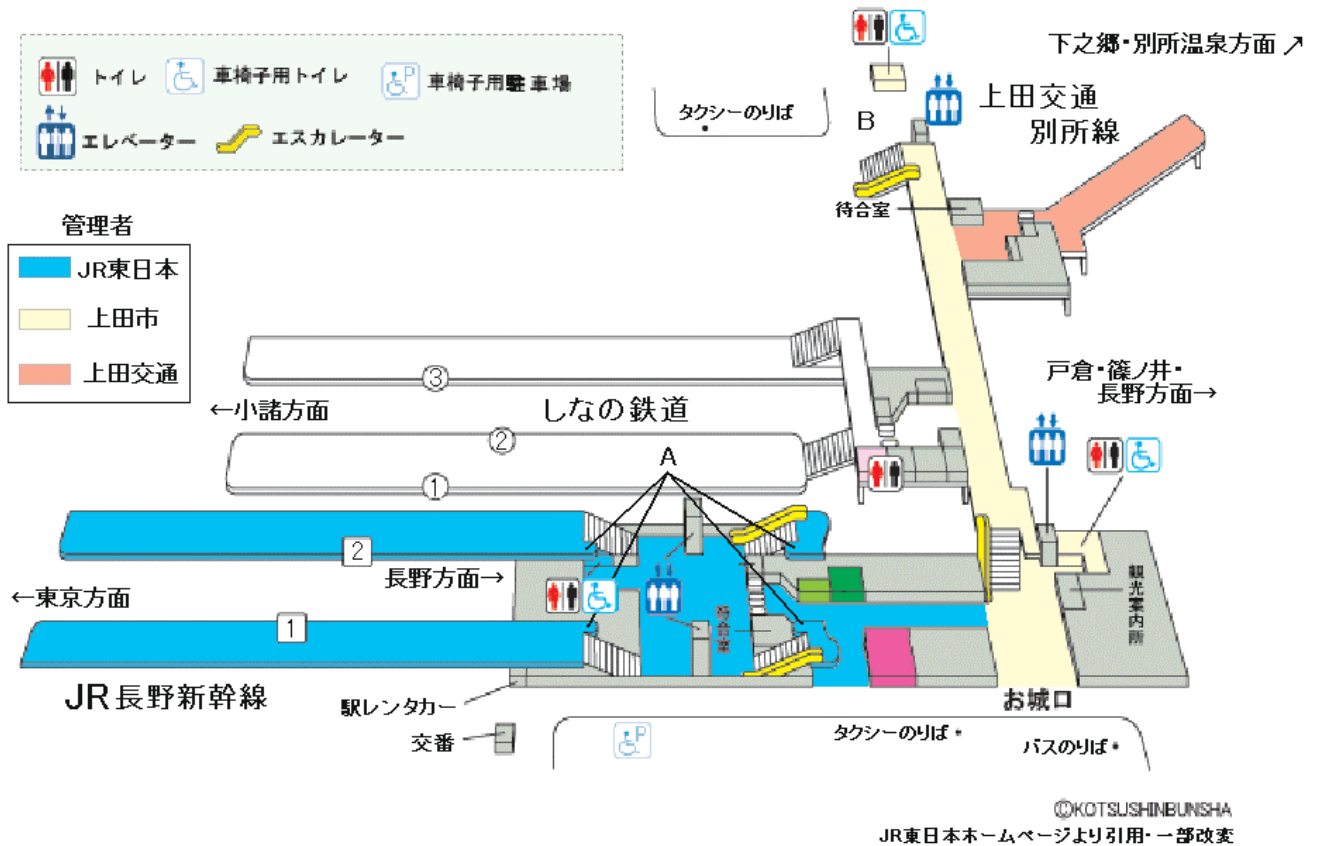


図8 . 上田駅全体図 <http://www.jreast.co.jp/estation/stations/203.html>

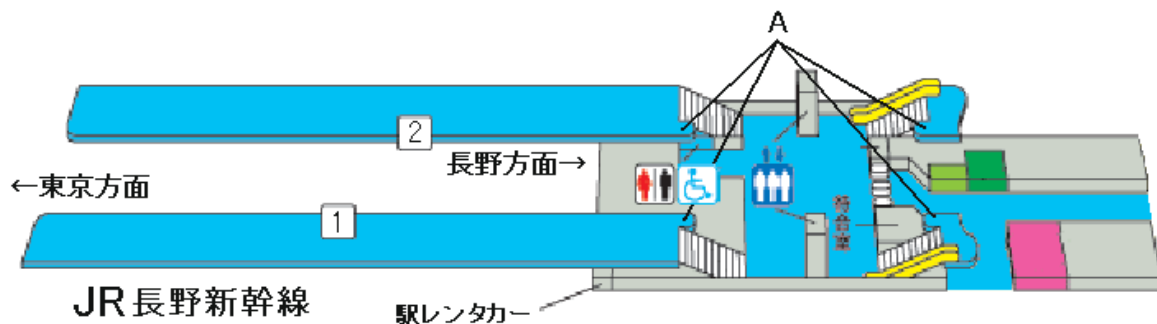


図9 . JR 長野新幹線

新しい設備であり、ハートビル法に触れるような箇所は見られない。唯一 A の通路部分は 107cm と通路としては狭く、ハートビル法には適合しない。ただし、車いすに対応している車両には A を通らずに乗ることができるため、問題はないようであった。ハートビル法以外でも、みどりの窓口の書き込み用机に車いすでも使えるように下にスペースを作るなど、幾つかの取り組みを行っている。

下之郷・別所温泉方面 ↗

上田交通
別所線

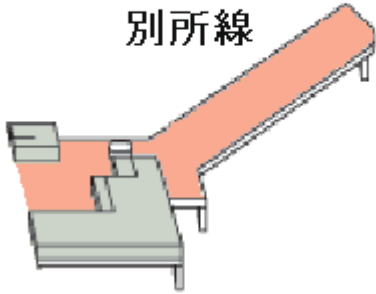


図10. 上田交通別所線

別所線（図 10 参照）の駅舎は大きなものではなく、ホームへも階段などを必要としないため、ハートビル法に触れるような箇所は見られなかった。改札は通行しやすく、車いす対応のトイレも設置され、問題はないようである。

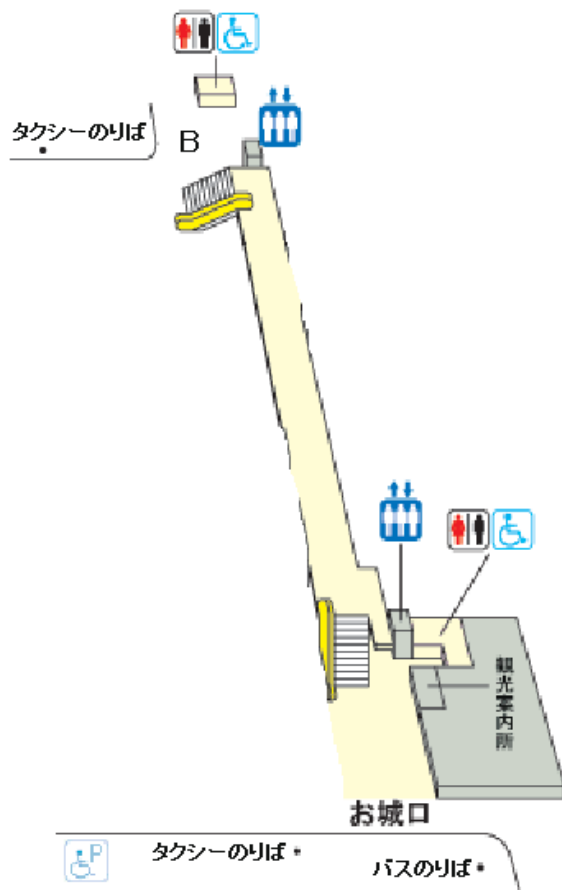


図11. 通路等

通路・エレベーター・改札外のトイレ・駐車場など（図 11 参照）は上田市が管理を行っていた。通路やエレベーターについてはハートビル法の規範内に収まるものだったが、2ヶ所の障害者対応トイレやBの点字ブロックに破損など、管理面における不十分さが見られた。また、改正ハートビル法施工後の平成15年に作られた障害者用駐車場は幅340cmと、ハートビル法の規定に10cm足りなくなっている。この障害者用駐車場では調査時に一般の車が止められており、駅利用者のマナーの悪さを感じ取られた。

考察

上田駅のように複数の路線が交差する駅は、ハートビル法が適用される建築物で最も利用者数が多い施設の一つと考えられる。利用する人も不特定多数であり、その身体的特性もさまざまである。このような点もあり、上田駅のバリアフリー化はしっかりと取り組みがなされているように感じられた。特に JR はハートビル法以外の面においても取り組みが行われ、職員の対応も整っている。別所線についても電車の乗降を除けば全く問題なく利用が可能だろう。

それとは対照的に、市が管理する通路とトイレについては、管理の不備が目立った。線路をまたぐ陸橋の前後に1箇所ずつある障害者対応トイレは、片方が便器の詰まりにより使えず、もう片方は鏡が破損しているという状態であった。また、温泉口(南口)には点字ブロックの破損も見られた。職員が常駐する駅舎とは違い、万全な管理を求めることは困難かもしれないが、利用する人の多さを考えるとしっかりとした管理が必要だと考える。

印象に残った点として、一般の駅利用者のマナーの悪さが目立ったことである。障害者用駐車場に停める一般車両や、点字ブロックをかすめるように止められた車など、設備は整っていても他の利用者のマナー違反により使えないということが見られた。マナー向上の呼びかけなどを行っていくなどの対策を検討する必要がある。

4 - 4 . 上田市役所の調査結果

上田市役所は施設そのものの建築年数が経っているということもあり、ハートビル法を基にしたチェックでは基準に満たない箇所が見られた。しかし、改善への取り組みも多く見られ、利用にそれほどの困難さはないようである。

駐車場

障害者用駐車場は南庁舎前と本庁舎前（図 12 参照）の 2 箇所に設置されていた。南庁舎前の障害者用駐車場については、幅は 210 c m と規定の数値よりも 140 c m 不足しており、車いす使用者は駐車をして乗降できない状態であった。

本庁舎前の障害者用駐車場においては問題が見られなかったものの、一般の市役所利用者が駐車しており、マナー違反がみられた。

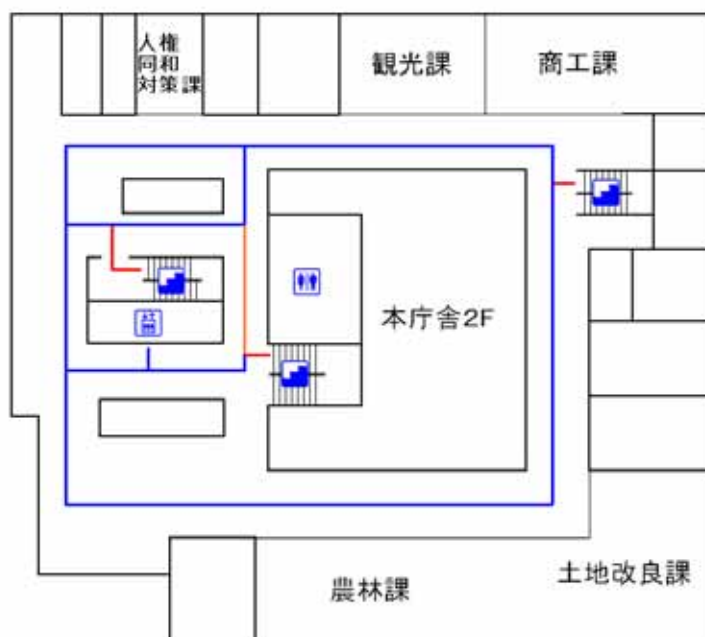
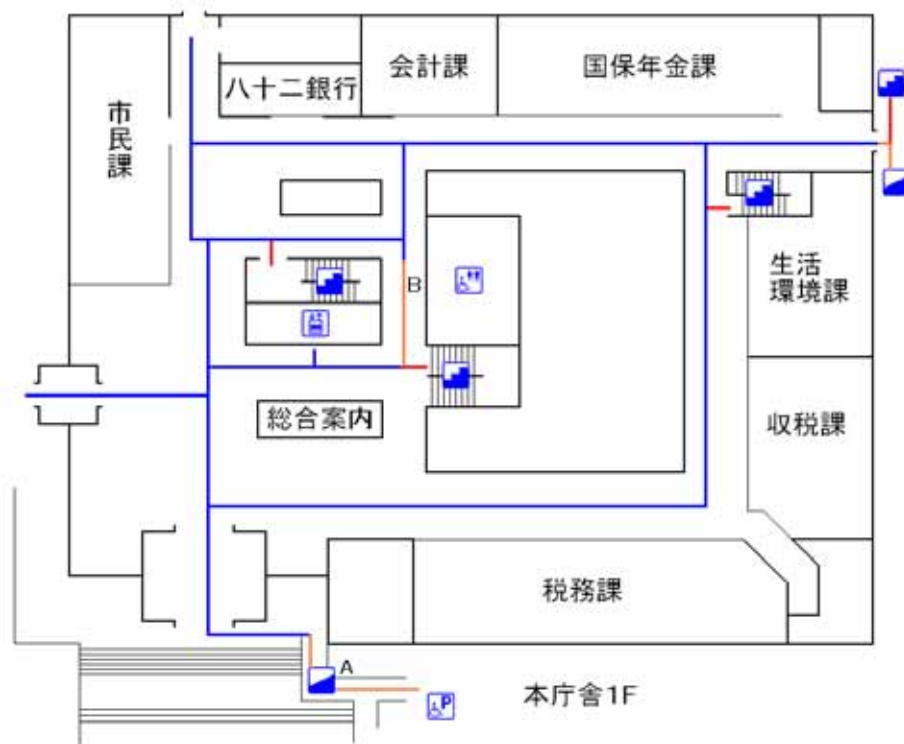


図12. 本庁舎

本庁舎（図12参照）においてまず問題とされる点としては、玄関に設置されているスロープAの角度が最大10度であり、平均的な角度でも6度と大きいことである。玄関の構造上改善は困難であるように見られるが、手動車いすでは利用しづらいことも事実である。

庁舎内については大きな問題点は見られなかった。ただし、エレベーターの奥行きが120cmと車いすの方向転換が難しい点、通路Bの幅が規定よりも狭いという点がハートビル法の規定にかかった。実際、利用が不可能ではないものの、使い勝手が悪いという印象はあった。

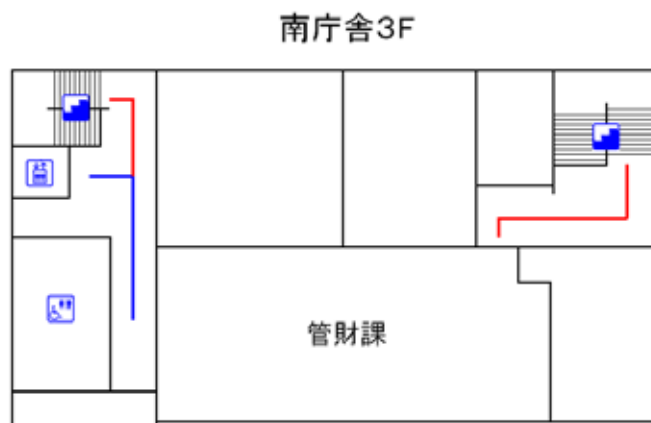
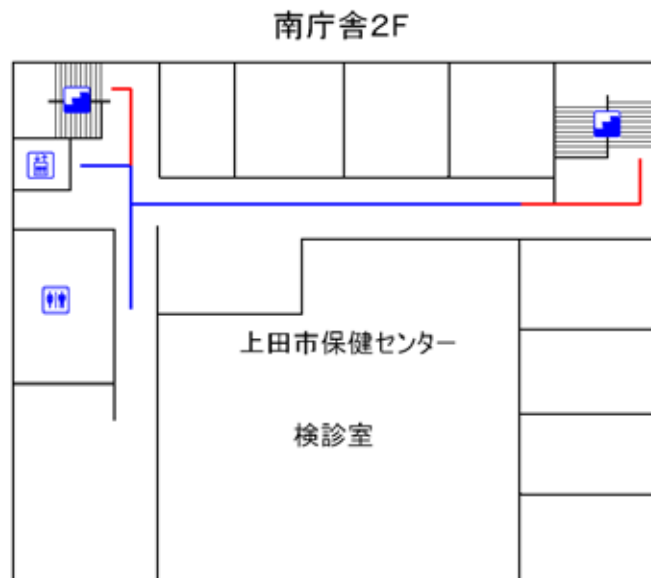
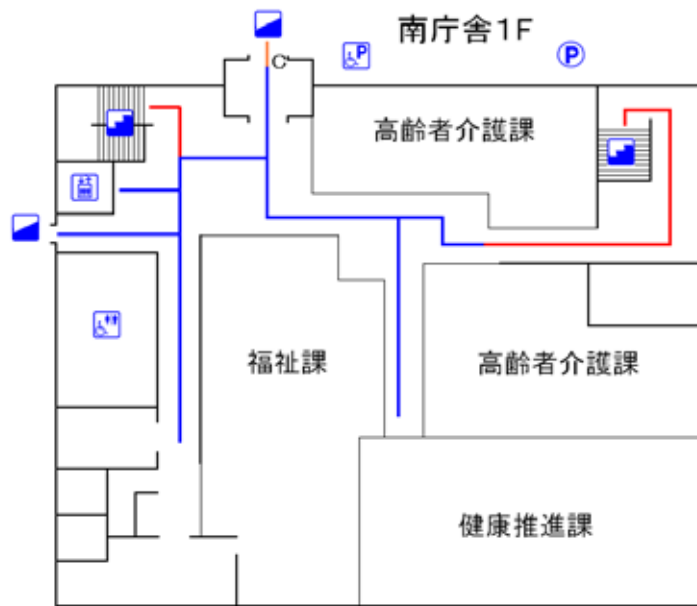


図13. 南庁舎

南庁舎(図 13 参照)に関しても、本庁舎と同じく玄関前のスロープ C に角度 7 度というやや急な傾斜が見られた。また、特に南庁舎には視覚障害への対応が遅れているという印象である。点字ブロックは改装時の不備なのか、案内設備まで届いておらず、エレベーターには音声による案内もなかった。エレベーターについては案内をしてもらえるということでそれほど問題ではないが、案内設備まで点字ブロックが届いてないのは問題である。案内をしてもらえるとしても、受付まで行けなければ意味がないといえる。

考察

上田市役所については、施設自体の不備を、職員の対応によってカバーしているという印象を調査では得られた。車いすの高齢者を職員が押して案内しているという場面にも会った。職員の案内が得られるのなら多少の設備上の問題も気にならないだろうし、施設を改修して案内を行わないよりも評価できるはずである。

しかし、案内をしているからといって設備をそのままにしておく理由にはならない。他人に頼りたくないという利用者もいるだろう。実際、以前は多くの問題箇所があったが、すでに改修されているという話であった。

5 . 総合考察

ここでは郊外大型小売店舗と上田市役所・上田駅駅舎・長野大学構内の4施設についてハートビル法と照らし合わせた調査結果を比較してまとめを行う。

結論を先に述べると、ハートビル法だけでは施設利用者にとって本当に使いやすい施設にはなりえないということがある。管理方法や職員の認識、施設利用者のマナーなどについても施設が利用しやすいものであるためには重要だということが分かった。このような結論に至った根拠を述べたい。

まずは、ハートビル法の条項に関する整備状況と、実際に調査した印象の食い違いということが挙げられる。ハートビル法による整備状況としては、郊外大型小売店舗と上田駅駅舎がよく整備され、上田市役所と長野大学に規定に満たない箇所が目立っていた。しかし、ハートビル法の条項ではよく整備されている郊外大型小売店舗では、使いづらい印象を調査時に受けた。

使いづらい原因としては、管理上の問題として、点字ブロックの破損といったことが挙げられる。また、障害者用駐車場横の側溝の蓋に車いすでは通りづらい格子状のものを使用している点や、点字ブロック上のカート等の荷物放置など、動かすことができるものについてはハートビル法には規定されていないが、現実問題として非常に使いづらいものとなっている。施設管理の上で不備はないかよく確認する必要がある。

施設の職員に配慮が求められる点もある。郊外大型店舗では陳列棚が通路に置かれていて、その箇所の車いすの通行が困難であった。棚を配置する際に配慮を心がけることでこうしたこともなくなるだろう。上田駅駅舎を調査した際にも、こうした障害を持つ利用者への職員の対応の徹底が課題となっているという話を伺った。

同じように、必要以上に配慮を行ってしまう、逆差別という状況も存在する。長野大学図書館の障害者対応トイレにある「ここは障害者用トイレです」という張り紙などがその典型例であろう。障害者対応トイレは、車いすや人工肛門などを使用する人たちが使いやすい、障害者優先のトイレとするべきであり、一般の人の利用を禁止する必要はない。大きな荷物を持っている人、足を骨折している人などにとってもこうしたトイレは使いやすいだろう。障害者手帳をもっている、いわゆる「障害者」でも、一般的なトイレのほうが使いやすいという場合もある。障害者用という表示はこうした人たちにとって、このトイレを使ってはいけないのだろうか、使わなければならないのだろうかという困惑を招くことになる。

他の施設利用者の身勝手により施設が使いづらいものとなることも多い。このことが顕著に表れるのが障害者用駐車場である。市役所と上田駅駅舎の2施設では調査時に障害者表示のない車が障害者用駐車場を利用していた。また、本来車いすを使用する運転者のために空けておく必要のある車右側のスペースに、表示されているにも関わらず駐車してある車もあった。本来、「障害者専用」とするのはあまり良いものではないが、駐車時間が利用者によって異なり、長時間になる可能性と障害者用駐車場の使いやすさを考えると、「専用」のスペースにしないでほしいと思われる。

このように、一般の施設利用者もつ無理解については施設側の責任ではないが、利用者に理解を促す表示を心がける必要はあるだろう。一般の施設利用者も十分にこういったことを認識する必要がある。そのための施設側の心がけは惜しんではならない。周囲の人たちのサポートを得られるのであれば、障害を持つ人でも多少の建物の問題点など気にすることなく施設を利用できるのである。

まとめ

考察ではハートビル法のみ満たしているだけでは使いやすい施設にはなりえないという結論に至った。ここでは施設の管理・利用において考慮すべき点について考えたい。

施設の管理については、その施設はどのような人が利用するか、どのような点に気をつければ全ての利用者が使いやすいかということを明確にしておくことが必要である。管理者は実際に管理において明確化した事項に配慮しなくてはならない。

利用者が配慮すべき点としては、障害に対する正しい理解が必要となる。障害に対する偏見をなくすと同時に、自分の何気ない行動が他の施設利用者の迷惑となるのではないかという点に注意しなくてはならない。これはバリアフリーに関することという以前に、マナーの問題でもある。

これらのことを総合すると、他者理解を深めることが重要であるということがいえる。施設を管理する上でも、利用する上でも他人の立場で物事を考えることができれば、より多くの人に配慮された環境となるのではないだろうか。

他人の立場で考えるということは簡単なことではないが、福祉社会を作り上げていくためには必要不可欠な要素だろう。車いすや視覚障害といってもその内容はさまざまである。少しずつ他人の気持ちを考え、他人の立場となった考え方ができるようになれば、どんな人でも利用できるような施設となることができるはずである。

6 . 参考文献

6 - 1 . ハートビル法利用円滑化基準チェックリスト

(国土交通省『ハートのあるビルをつくろう』ホームページの基準チェックリストを参考に作成)

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/kensetu.files/hbl/14checklist.htm>

一般基準

当該箇所	チェック内容	施設の状態	適否
廊下等(第7条)	滑りにくい仕上げであるか		
	点状ブロック等の敷設 (階段・傾斜の上端)		
階段(第8条)	手すりを設けているか(踊り場以外)		
	滑りにくい仕上げであるか		
	識別しやすいか		
	つまづきにくい		
	回り階段ではないか		
傾斜路(第9条)	手すりを設けているか		
	滑りにくい仕上げであるか		
	前後の廊下等と区別しやすいか		
便所(第10条)	車いす使用者用便房を設けているか		
	床置き式の小便器等を設けているか		
敷地内の通路 (第11条)	滑りにくい仕上げであるか		
	段がある部分	手すりを設けているか	
		識別しやすいか	
		つまづきにくい	
	傾斜路	手すりを設けているか	
		前後の通路と区別しやすいか	
車いす使用者用 駐車場 (第12条)	幅は350cm以上であるか		
	表示をしているか		
	利用居室までの経路が短い位置に設けられているか		

利用円滑化経路

経路全体（第 13 条第 2 項第 1 号）	階段・段が設けられていないか		
出入口（第 2 号）	幅は 80 c m 以上であるか		
	戸は車いす利用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		
廊下等（第 3 号）	幅は 120 c m 以上であるか		
	区間 50m 以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか		
傾斜路（第 4 号）	幅は 120 c m 以上であるか		
	勾配は 1/12（約 7.1 度）以下であるか。高さ 16 c m 以下の場合は 1/8（約 4.8 度）以下となる		
	高さ 75 c m 以内ごとに踏幅 150 c m 以上の踊場を設けているか		
昇降機（第 5 号）	必要階に停止するか		
	出入口の幅は 80cm 以上であるか		
	奥行きは 135cm 以上であるか		
	乗降口ビーは水平で、150cm 角以上であるか		
	車いす使用者が使いやすい制御装置を設けているか		
	かご内に停止予定階・現在位置が表示されるか		
	ロビーにかごの昇降が表示されるか		
	かごの床面積は 1.83 m ² 以上か		
	かご内で車いすの転回は可能か		
	かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
	かご内・ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
	かご内・ロビーにかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
特殊な構造又は使用形態の昇降機（第 6 号）	かごの床面積は 0.84 m ² 以上であり、車いすの転回が可能か (エレベーター)		
	車いす使用者用エスカレーターであるか (エスカレーター)		

敷地内の通路 (第7号)	幅は120cm以上であるか		
	区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか		
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		
	傾斜路	幅は120cm以上であるか	
	勾配は1/12(約7.1度)以下であるか。高さ16cm以下の場合には1/8(約4.8度)以下となる		
	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか		
案内設備までの経路(第14条)	線状ブロック・点状ブロックの敷設又は音声誘導装置の設置		
	車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか		
	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか		

6 - 2 . 参考 URL

国土交通省『ハートのあるビルをつくろう』ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/hbl.htm>

JR 東日本ホームページ

<http://www.jreast.co.jp/>

7 . 謝辞

本調査を実施するにあたり、上田市役所管財課・JR 長野新幹線上田駅・上田交通別所線の関係者の方々には、多大なご協力を頂きました。深く感謝いたします。また、匿名でご協力を頂いた郊外大型小売店舗関係者のご協力にも感謝いたします。

平成 16 年 7 月発行
本件に関する問合せ先：
伊藤英一（助教授）
<http://www2.nagano.ac.jp/ito/>
長野大学 社会福祉学部
長野県上田市下之郷 658-1
0268-39-0001(代)